

## 北朝鮮の人工衛星と称する弾道ミサイル発射実験に抗議する決議

北朝鮮は、我が国をはじめ国際社会が再三にわたり発射の自制を強く求め、国連安保理決議違反に当たる人工衛星と称する弾道ミサイル発射実験を、平成24年4月13日に強行した。

発射された弾道ミサイルは発射直後にトラブルを起こし弾道ミサイル発射実験は失敗に終わったものの、再び人工衛星と称する弾道ミサイルの発射実験を平成24年12月10日から22日までの間に実施すると発表した事は極めて遺憾である。

今回も北朝鮮が人工衛星と称する弾道ミサイル発射方向の軌道下であり、弾道ミサイル落下の危険性のある当市では、市民の生命財産が危険にさらされ、経済的にも大きな損失を被るのは否めない状況にある。

よって当市議会は、当市の市民の生命財産を危険にさらし、我が国のみならず、東アジア地域全体の平和と安全を大きく損ない、平和を希求する国際社会への挑発行為となる弾道ミサイル発射実験を強行しないよう北朝鮮に対し強く抗議する。

以上、決議する。

平成24年12月3日

沖縄県石垣市議会

あて先

北朝鮮